

有価証券報告書の訂正報告書

第154期 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日

株式会社
神戸製鋼所

311011

第154期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

有価証券報告書の訂正報告書

本書は、金融商品取引法第24条の2第1項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成19年10月30日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社神戸製鋼所

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月30日
【事業年度】	第154期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社 神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 犬伏 泰夫
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
【電話番号】	078 (261) 5183
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 河原 一明
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
【電話番号】	078 (261) 5183
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 河原 一明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出した第154期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3. 配当政策

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3. 配当政策

(訂正前)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

<後略>

(訂正後)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

なお、配当回数については、定款に配当基準日として中間期末及び期末を定めており、年2回を基本としております。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

<後略>